

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付することとしたので公告する。

令和8年9月29日

放射線被曝者医療国際協力推進協議会 会長 神谷 研二

1 業務内容

- (1) 業務名
HICARE 講演会運営等業務（以下「本業務」という。）
- (2) 業務の仕様等
公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所
広島市内
- (5) 事業予算額
2,803 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 公募型プロポーザル参加資格

公募型プロポーザル参加者は、次に掲げる条件のすべてを満たすもの（複数者の集まるグループも可）とする。なお、グループの場合は構成者の全員が次の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本件調達公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (3) 広島県税、特別法人事業税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 令和6年広島県告示第607号（令和7年から令和9年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって、「56A 広告・広報」、「56D イベント」のいずれかの資格を認定されている者であること。
- (5) シンポジウム又はフォーラム、パネルディスカッション等の開催に係る業務実績があること。
- (6) 広島県内に本社、支社、営業所等を有する者であること。

3 公募型プロポーザル手続等

- (1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

公募型プロポーザル説明書及び仕様書等は、放射線被曝者医療国際協力推進協議会（以下「HICARE」という。）ホームページに掲載するほか、以下の交付場所において交付する。

ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号（広島県庁本館 5 階）

HICARE 事務局（広島県健康福祉局被爆者支援課内）

電話(082) 228-9901 FAX (082)228-3277

電子メール fuhibakusya@pref.hiroshima.lg.jp

イ 交付期間

令和 8 年 9 月 29 日（火）から令和 8 年 10 月 7 日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和 23 年法律第 178 号〕に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

HICARE ホームページからダウンロードする、又は、上記アの場所で直接受け取ること。郵送により請求することも可能とするが、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。）を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和 8 年 10 月 7 日（水）午後 5 時

エ 提出方法

持参、郵便等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者又は同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）ただし、郵便等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和 8 年 10 月 8 日（木）までに通知する。

(3) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和8年10月15日（木）午後5時

ウ 提出方法

持参又は郵便等による。ただし、郵便等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提案書の内容を基に、「HICARE 講演会運営等業務公募型プロポーザル審査基準」に従い、HICARE 会長が選任した者をもって構成する選定委員会が審査し、評価基準に定める要件を満たし、かつ、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

(2) 提案書評価基準

評価項目については、「HICARE 講演会運営等業務提案書作成要領」に基づき記載した項目を対象に、評価を行う。

(3) 結果の通知

令和8年10月21日（水）までに、すべての提案書提出者に対し、申請書に記載された電子メールアドレスに、電子メールで通知する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

免除する。

(3) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) その他

公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。

6 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号（広島県庁本館5階）

広島県健康福祉局被爆者支援課内

HICARE 事務局（担当：安田、藤田、秦（はた））

電話 (082)228-9901 FAX (082)228-3277

電子メール fuhibakusya@pref.hiroshima.lg.jp